

2024年(令和6年)4月1日

事業場 様

一般社団法人 岸和田労働基準協会

## フルハーネス型安全帯 特別教育のご案内

労働安全衛生規則36条第41号に掲げる業務に係る「特別教育(学科・実技)」(※1)を、主として製造業の事業所でこの業務に従事する方を対象に開催致します。

※1 特別教育には、学科 4.5 時間と実技 1.5 時間 が必要です。

この実技教育は、各事業所で、使用する安全帯及び実際に作業する場所を想定して実施することが望まれています。(各事業所で教育できます)

ただ、その教育が困難な事業所の方に、教育規程での基本の実技教育を「コース②」で併せて実施します。

講習日時 : 2024年6月20日(木)

コース①【学科のみ】 8時40分受付・9時開講・15時終了

コース②【学科及び実技】 8時40分受付・9時開講・17時終了

※ 事前に昼食を必ず持参(来場前に購入等)してください。

受講資格 : 満18歳以上の事業所社員(個人での申込みは受付けておりません)

講習場所 : 株式会社北海鉄工所 リンカイベース・アンド・ラボ(岸和田市臨海町7-3)

連絡先 090-3655-6400

【今回から、会場が変わっています。ご注意ください。】(裏面地図参照)

※ 申込日開始日にFAXする際、駐車場の必要性も記入欄に記載をお願いします。

※ 駐車場は、1社に1台です。複数人受講の際は、1台に相乗りでご来場をお願いします。

※ 近隣の受講生は、出来るだけ徒歩にて来場してください。

※ 汚れた安全靴は、運動・(各自持参)に履き替えてください。また、汚れた作業服は、ご遠慮ください。

受講料(テキスト代・消費税込み) : 会員 コース① 7,000円 ② 9,800円

会員以外 コース① 8,800円 ② 11,000円

※ 当協会は免税事業者のため、適格請求書・適格領収書は発行できません。

(従来通りの請求書又は領収書となります) ご理解ご了承の程をお願いします。

募集定員 : コース① 8名、コース② 20名

**講習の中止 : 応募者が10名以下の場合、講習を中止することがあります。**

※ 応募者が上記人数を超えたら、協会から開催確定のご連絡いたしますので、その後6月4日(火)までに受講料を協会事務所へ持参、または振込みをお願いします。【受講票は、ご担当者メールアドレスにお送りします。】

修了証 : 各講義を受講された方には、コース別に、学科修了証又は学科・実技修了証を交付します。修了証を受取の際、必要ですので印鑑を持参ください。

申込 : 4月23日(火)9時00分より ファックスにて受け付けます。

上記申込日時から【別紙受講申込書(ご担当者メールアドレスもに記入の上)】、当協会 FAX 072-431-0322まで申込みしてください。

申込締切 : 6月4日(火) 但し定員になり次第締め切ります。

問合せ : (一社)岸和田労働基準協会 (TEL) 072-431-0321 (FAX) 072-431-0322

(一社)岸和田労働基準協会 宛【 FAX 072-431-0322 】

## フルハーネス型安全帯の特別教育(6月20日) 受講申込書

ふりがな 氏名	受講コース ※1	生年月日 (和暦)	現住所	駐車場必要の有無 ※2
				必要・不必要

※1 受講コースは、コース① 学科のみ コース② 学科・実技 の「番号」を記入してください。

※2 駐車場必要の有無は、必要 不必要 のどちらかに○を記入してください。

【1社に1台。先着順です。複数人受講の場合は、1台に相乗りをお願いします。】

下記留意事項を了承の上申し込みます。 令和 年 月 日

事業所名

所在地

代表者職名、氏名

⑩

担当者氏名

電話番号

FAX 番号

担当者メールアドレス (受講票送り先) \_\_\_\_\_

## 【留意事項】

1. ファックス (4月23日 (火) 9時～FAX 受付開始) お申し込み後、応募者が開催人数に達しましたら当協会からご連絡いたします。その後、6月4日 (火) までに持参または振込で受講料をお支払いください。

(振込の場合) 振込先 池田泉州銀行泉州営業部 普通口座 0114123  
 口座名義人 一般社団法人 岸和田労働基準協会  
 シヤ) キシワダロウドウキジュンキョウカイ

※ 振込の際は、個人名でなく会社名で振込みしてください。

2. お支払後、欠席・取消しされても、原則として払い戻しいたしかねますのでご了承ください。  
(なお、講習当日の講義への遅刻は、欠席とみなします。受講者の変更は4日前まで可。)
3. 応募者が10名以下の場合は講習を中止することがあることを、ご了承願います。
4. コース①の学科修了の方は、各事業所等で実技教育を実施してください。(法定必須条件)
5. コース②で学科・実技修了の方は、各社各事業所で使用する安全帯での着用・取扱い及び点検、緊急時の処置等の「各社固有ルール」の教育を実施してください。